

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業

環境影響評価方法書に関する補足資料

<補足資料内容>

1	土地区画整理事業の現地調査結果の活用	1
2	環境類型区分、微地形、流域を踏まえた 動物・植物調査地点の検討について	2
3	公園整備事業による生物多様性の予測の考え方	19
4	河川の形態、流量の項目選定について	19
5	囲繞景観について	20

令和3年7月

1 土地区画整理事業の現地調査結果の活用

本事業における現地調査は、準備書の作成時点において、現地の環境に大きな変化がないと考えられるため、先行事業である土地区画整理事業の現地調査結果の活用を前提としています。土地区画整理事業の調査結果の活用を検討している項目は、表1-2に示すとおりです。景観は、近景からの景観を対象に、本事業において現地調査を実施する計画です。

なお、準備書の「調査方法」の記載において、「現地調査は、関連事業である「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）において実施された調査のうち、本事業に関係する箇所を整理する」旨を記載します。

表 1-1 現地調査及び関連事業のスケジュール

	平成30年度												令和元年度												令和2年度												令和3年度							
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月							
現地調査																																												
土地区画整理事業アセス手続き																																												準備書
公園事業アセス手続き																																												方法書

表 1-2 土地区画整理事業の調査結果の活用を検討している項目

及び公園事業において調査を実施する項目

環境影響評価項目	現地調査	土地区画整理事業の調査結果の活用を検討している項目	公園事業において調査を実施する項目
生物多様性	○	○	-
水循環（湧水の流量）	○	○	-
廃棄物・建設発生土	-	-	-
大気質	○	○	-
騒音	○	○	-
振動	○	○	-
地域社会 (交通混雑、歩行者の安全)	○	○	-
景観	○	○	○ (近景の調査を実施)
触れ合い活動の場	○	○	-

2 環境類型区分、微地形、流域を踏まえた動物・植物調査地点の検討について

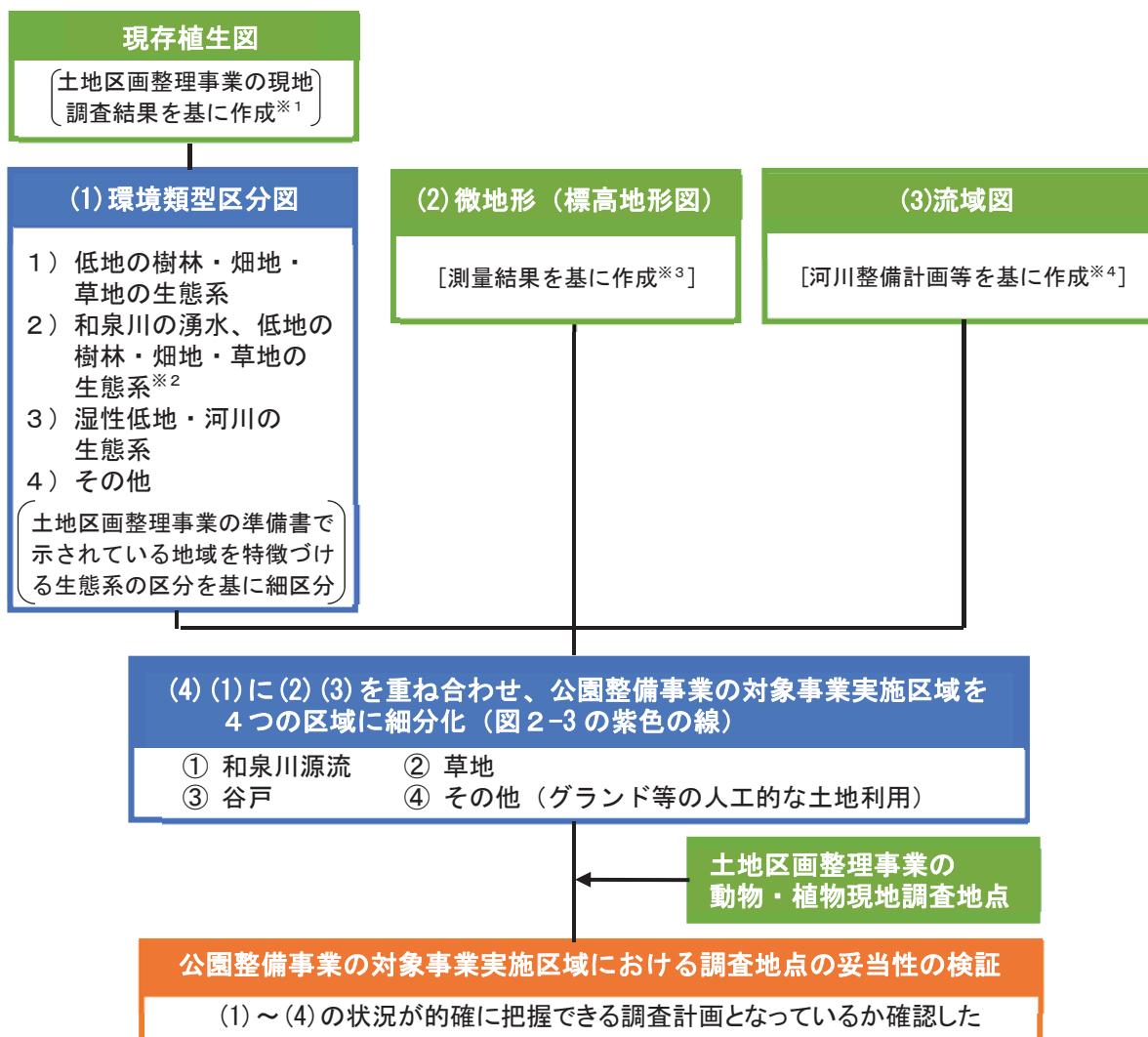
本事業では、土地区画整理事業の現地調査結果を活用する計画のため、土地区画整理事業の動物・植物現地調査地点が本事業の対象事業実施区域内においても環境類型区分、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討しました。

(1) 検討手順

検討手順は図 2-1 に示すとおりです。現存植生図（図 2-2）と土地区画整理事業の準備書で示されている地域を特徴づける生態系の区分を基に細分化し、環境類型区分図を作成しました。

環境類型区分、微地形（標高地形）、流域区分を踏まえて、本事業の対象事業実施区域を①和泉川源流、②草地、③谷戸、④その他の 4 つの区域に細分化しました（図 2-3）。

環境類型区分図、微地形（標高地形図）、流域図及び細分化された 4 つの区域と動物・植物の現地調査地点を重ね合わせることで、動物・植物の調査地点の妥当性について検討を行いました。



※1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和 3 年 6 月）（p.9.11-25 参照）

※2 「低地の樹林・畑地・草地の生態系」のうち、和泉川の湧水及び和泉川流域を細区分した。

※3 平成 31 年度測量（横浜市）

※4 境川水系河川整備計画、帷子川水系河川整備計画、下水道計画一般図、排水施設区画割平面図（横浜市）

※5 ■ は既存の図、■ は既存資料を基に本検討で新たに作成した図を示す。

図 2-1 動物・植物調査地点の検討手順

参考：土地区画整理事業の準備書で示されている地域を特徴づける生態系の区分

表 9.12-4 地域を特徴づける生態系の概況

生態系	植生、土地利用	分布状況
低地の樹林・畠地・草地の生態系	メヒシバーエノコログサ群落、畠地が優占するほか、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキーエノキ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	畠地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布しています。樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部、相沢川及び大門川沿いに分布します。
湿性低地・河川の生態系	水田、休耕田が優占するほか、オギ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	対象事業実施区域の北端から南端に流れる相沢川、大門川沿いに分布します。

出典：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）(p.9.12-5 参照)

(2) 検討結果

公園整備事業の対象事業実施区域における動物・植物の調査地点の妥当性について検討を行った結果を表2-1に示します。

表 2-1(1) 動物・植物調査地点の検討結果

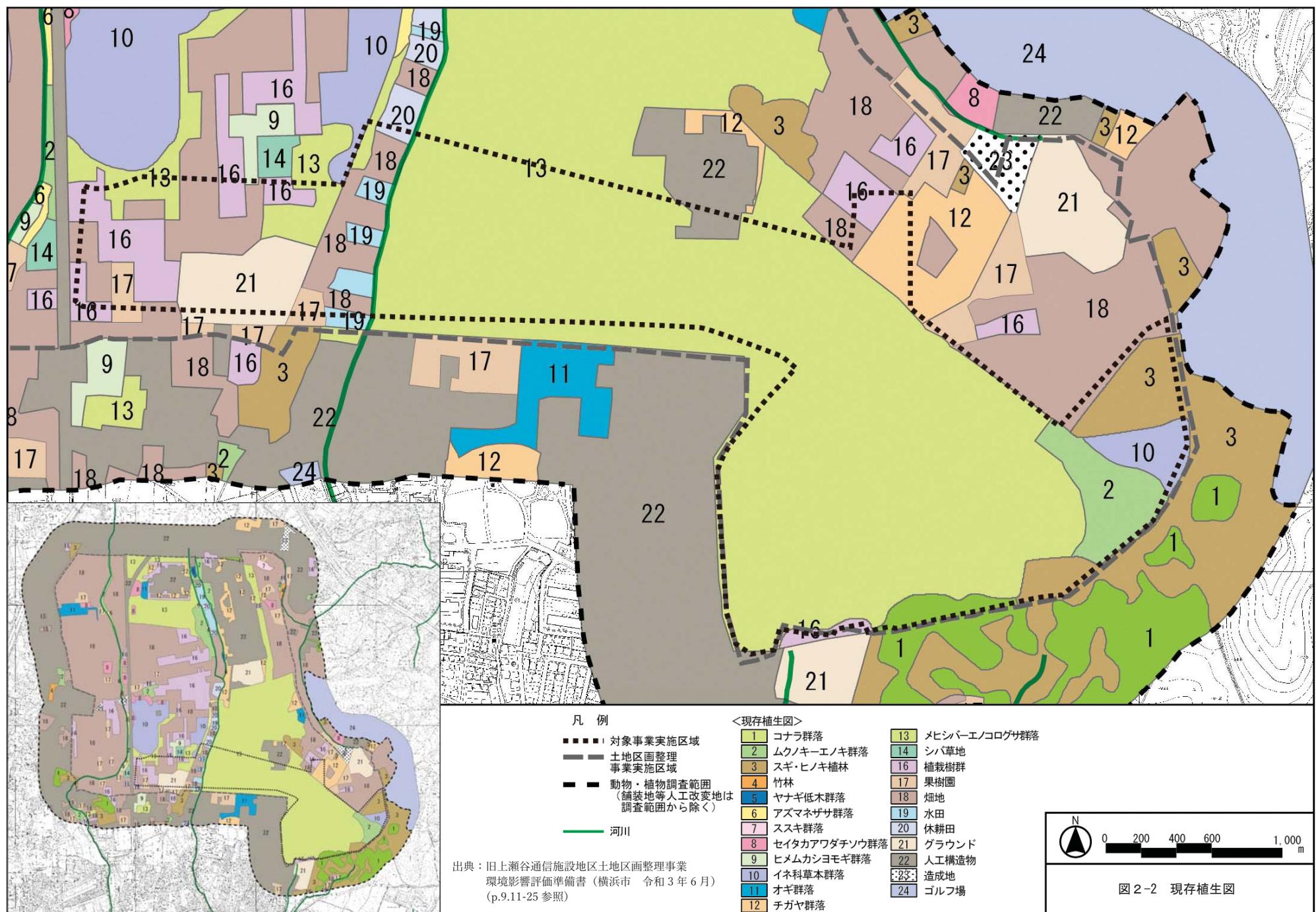
調査項目	調査手法*	調査地点の検討結果	参照頁
哺乳類	トラップ法（1地点）	「①和泉川源流」にトラップが1地点（M6）、対象事業実施区域の北西側近傍にトラップ及び無人撮影装置が1地点（M4）設置されている。 トラップ調査は、任意観察による確認が困難なネズミ類やヒミズ類、無人撮影調査は中型哺乳類を対象として実施している。M6は上瀬谷市民の森と連続した樹林（スギ植林）に位置する地点であり、樹林環境に生息する哺乳類を確認できる。M4は草地が分布し、近傍では植木の栽培等が行われており、草地環境に生息する哺乳類を確認できる。	p. 7 (図 2-4)
	任意観察法 及びフィールドサイン法	①～④を網羅的に踏査している。	
一般鳥類	定点観察法（1地点）	「①和泉川源流」に1地点（B3）、対象事業実施区域の北西側近傍に1地点（B2）設置されている。B3は対象事業実施区域の南東側及び瀬谷市民の森が見渡せる定点で、定点西側の草地及び畠地、定点東側の樹林地に生息する鳥類を確認できる。B2は、対象事業実施区域の北西側を見渡せる定点であり、定点南側の畠地、定点西側の草地及び畠地に生息する鳥類を確認できる。	p. 8 (図 2-5)
	ラインセンサス法 (2ルート)	「①和泉川源流」に1本（BL1）、「③谷戸」と「④その他」に1本（BL2）設置されている。BL1は草地、耕作地及び上瀬谷市民の森に続く樹林（スギ植林）を通過するルートで、草地・畠地性鳥類及び平地の樹林性鳥類を確認できる。BL2は点在する樹林（落葉広葉樹）、植栽樹群、河川沿いの水田、耕作地、河川や耕作地脇の高径草地を通過するルートで、水鳥、草地・畠地性鳥類、平地の樹林性鳥類を確認できる。	
	任意観察法	①～④を網羅的に踏査している。	

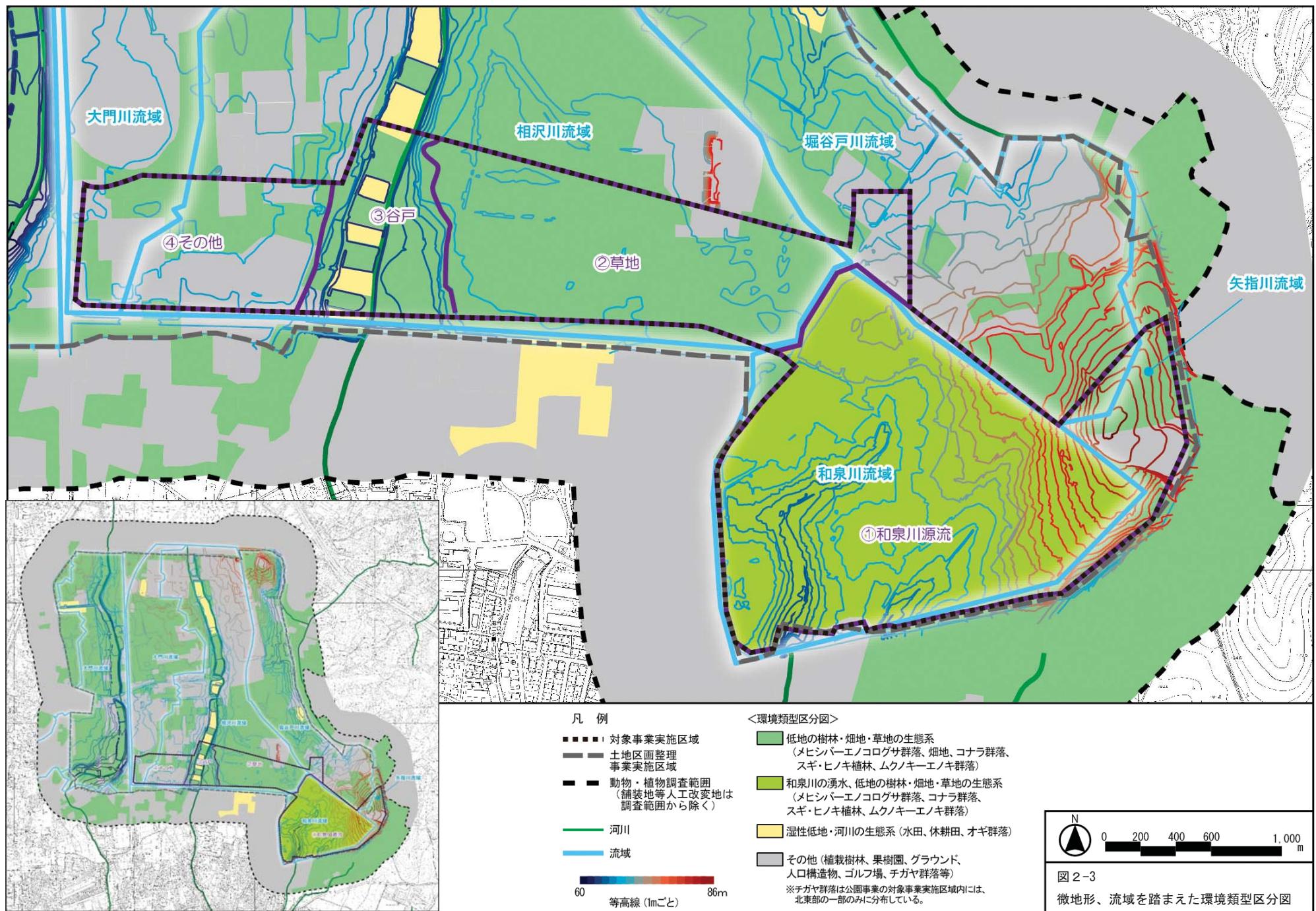
*調査手法の（）内の数字は、公園整備事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

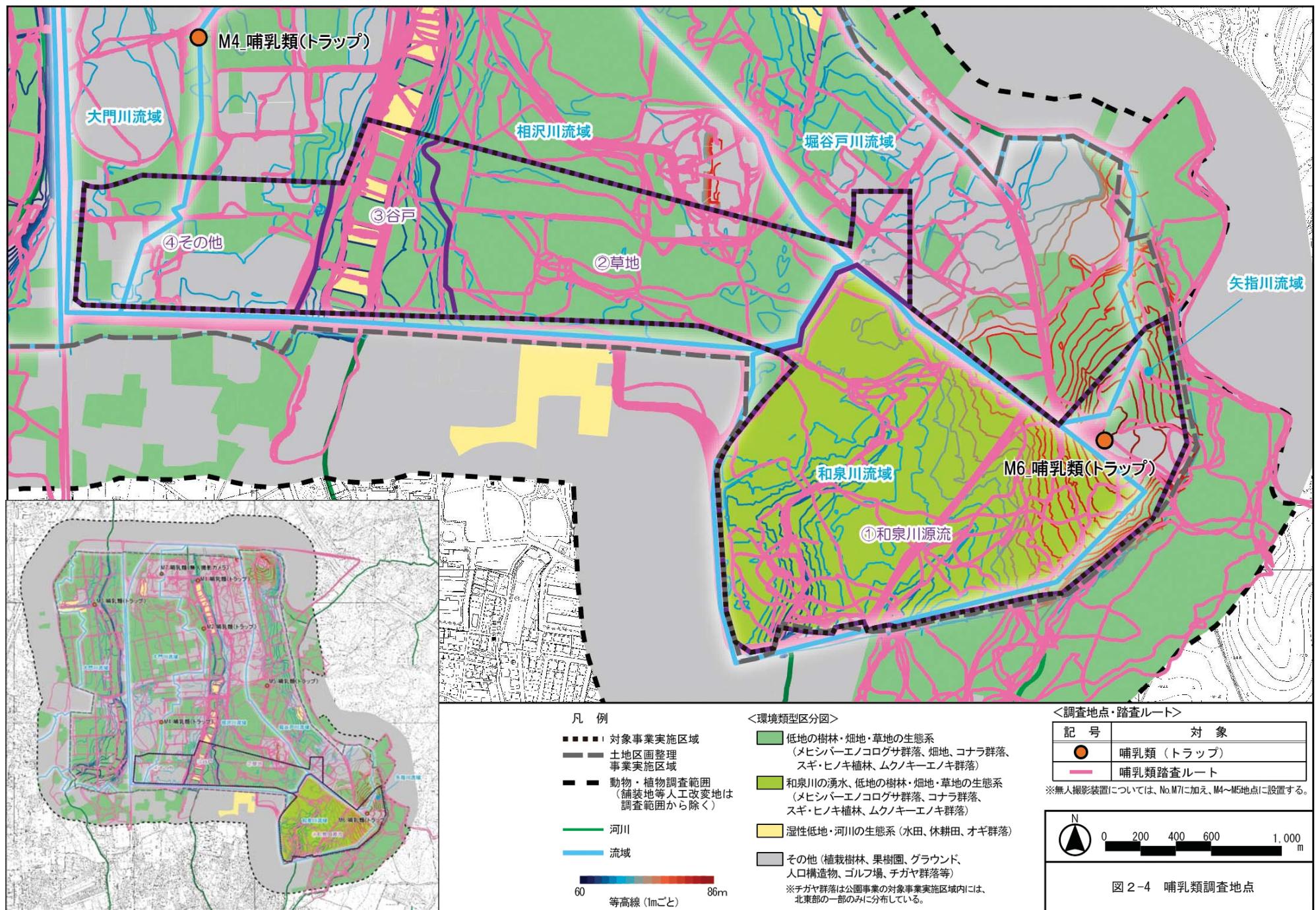
表 2-1(2) 動物・植物調査地点の検討結果

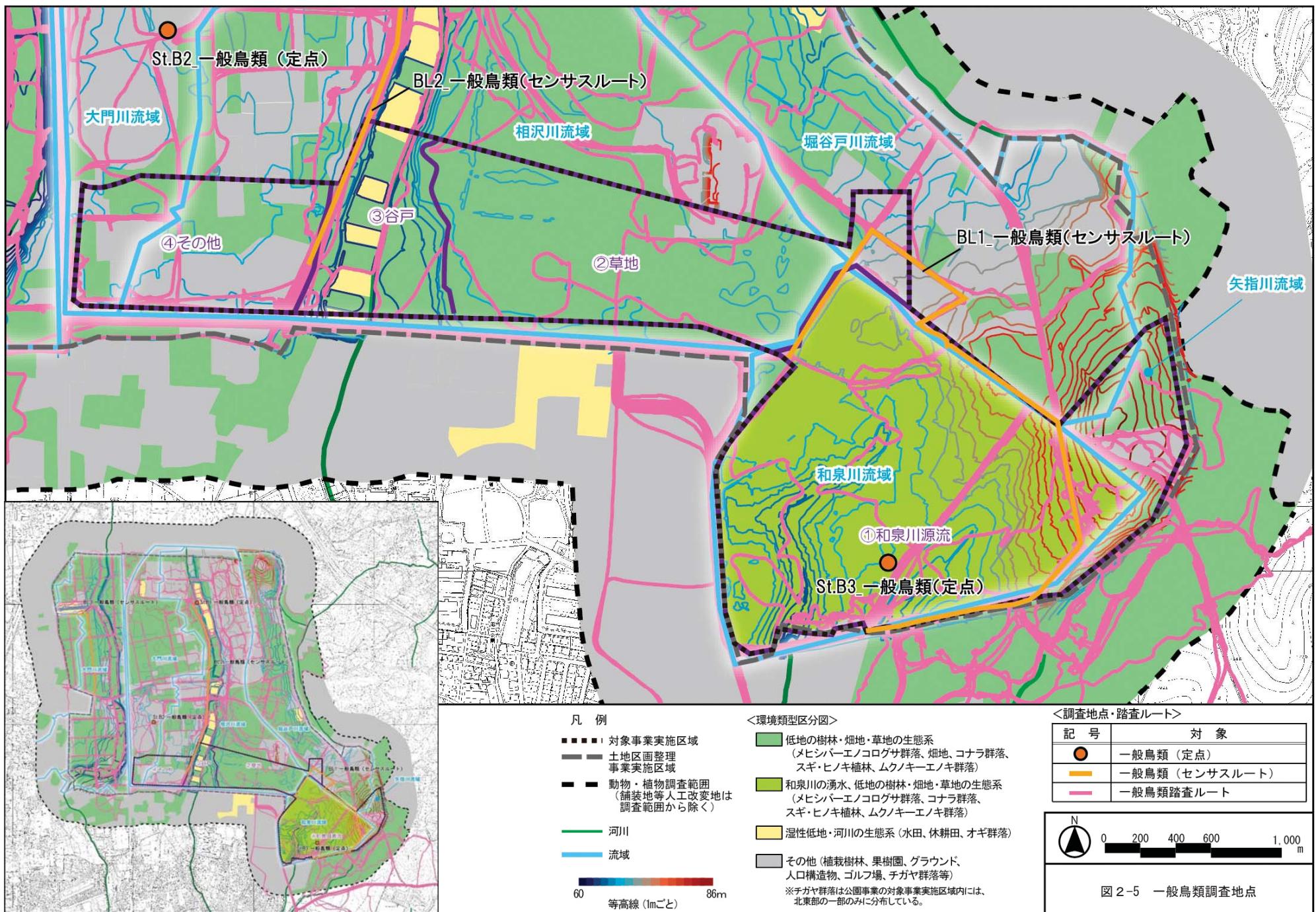
調査項目	調査手法*	調査地点の検討結果	参照頁
猛禽類	定点観察法（1 地点）	「①和泉川源流」と「②草地」の境界に 1 地点 (B3)、対象事業実施区域の北西側近傍に 1 地点 (B2) 設置されている。B3 は、対象事業実施区域の南東側及び瀬谷市民の森が見渡せる定点であり、定点西側の草地及び畑地、定点東側の樹林性鳥類の確認できる。B2 は、対象事業実施区域の北西側を見渡せる定点であり、定点周辺の畑地、草地等に出現する猛禽類を確認できる。	p. 9 (図 2-6)
両生類 ・ は虫類	任意観察法 及び任意採取法	①～④を網羅的に踏査している。	p. 10 (図 2-7)
魚類	任意観察法 及び任意採取法（3 地点）	和泉川に 2 地点 (3-1, 3-2)、相沢川に 1 地点 (2-1) 設置されている。3-1 は護岸されておらず、比較的良好な自然環境である。3-2 は護岸されていないが、河川流量は少ない。2-1 は調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。	p. 11 (図 2-8)
昆虫類 ・ クモ類	ライトトラップ法 ベイトトラップ法（1 地点）	「①和泉川源流」に 1 地点 (M6)、対象事業実施区域の北西側近傍に 1 地点 (M4) 設置されている。M6 は、対象事業実施区域南東側の上瀬谷市民の森と連続した樹林（スギ植林）に位置する地点であり、樹林環境に生息する昆虫類・クモ類を確認できる。M4 は、草地が分布し、近傍では植木の栽培等が行われており、草地環境に生息する昆虫類・クモ類を確認できる。	p. 12 (図 2-9)
	任意観察法 及び任意採取法	①～④を網羅的に踏査している。	
底生動物	任意観察法 及び任意採取法（3 地点） 定量調査（2 地点）	和泉川に任意観察・採取及び定量調査地点が 1 地点 (3-1)、任意観察・採取地点が 1 地点 (3-2)、相沢川に任意観察・採取及び定量調査地点が 1 地点 (2-1) 設置されている。3-1 は護岸されておらず、比較的良好な自然環境である。3-2 は護岸されていないが、河川流量は少ない。2-1 は調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。	p. 13 (図 2-10)
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	①～④を網羅的に踏査している。	p. 14 (図 2-11)
植物群落	植生調査 (コドラー : 1 地点)	「③谷戸」に 1 地点 (5)、「①和泉川源流」及び「②草地」の近傍に 1 地点 (3)、対象事業実施区域の北東側近傍に 1 地点 (4)、南東側近傍に 2 地点 (13, 14)、北西側近傍に 2 地点 (1, 2)、南西側近傍に 1 地点 (16) が設置されている。畑地、水田、草地、樹林地の植生を確認できる。	p. 15 (図 2-12)
維管束植物	任意観察及び採取	①～④を網羅的に踏査している。	
	大径木調査	比較的樹幹の大きい樹木が分布しているものと考えられる海軍道路及び囲障区域内を網羅的に踏査している。	p. 16 (図 2-13)
付着藻類	任意観察及び採取（2 地点）	和泉川に 1 地点 (3-1)、相沢川に 1 地点 (2-1) 設置されている。河川源流部の湧水はカワモズク等の大型紅藻類の重要な種が確認される可能性が高い。	p. 17 (図 2-14)
蘚苔類	任意観察及び採取	①～④を網羅的に踏査している。	p. 18 (図 2-15)

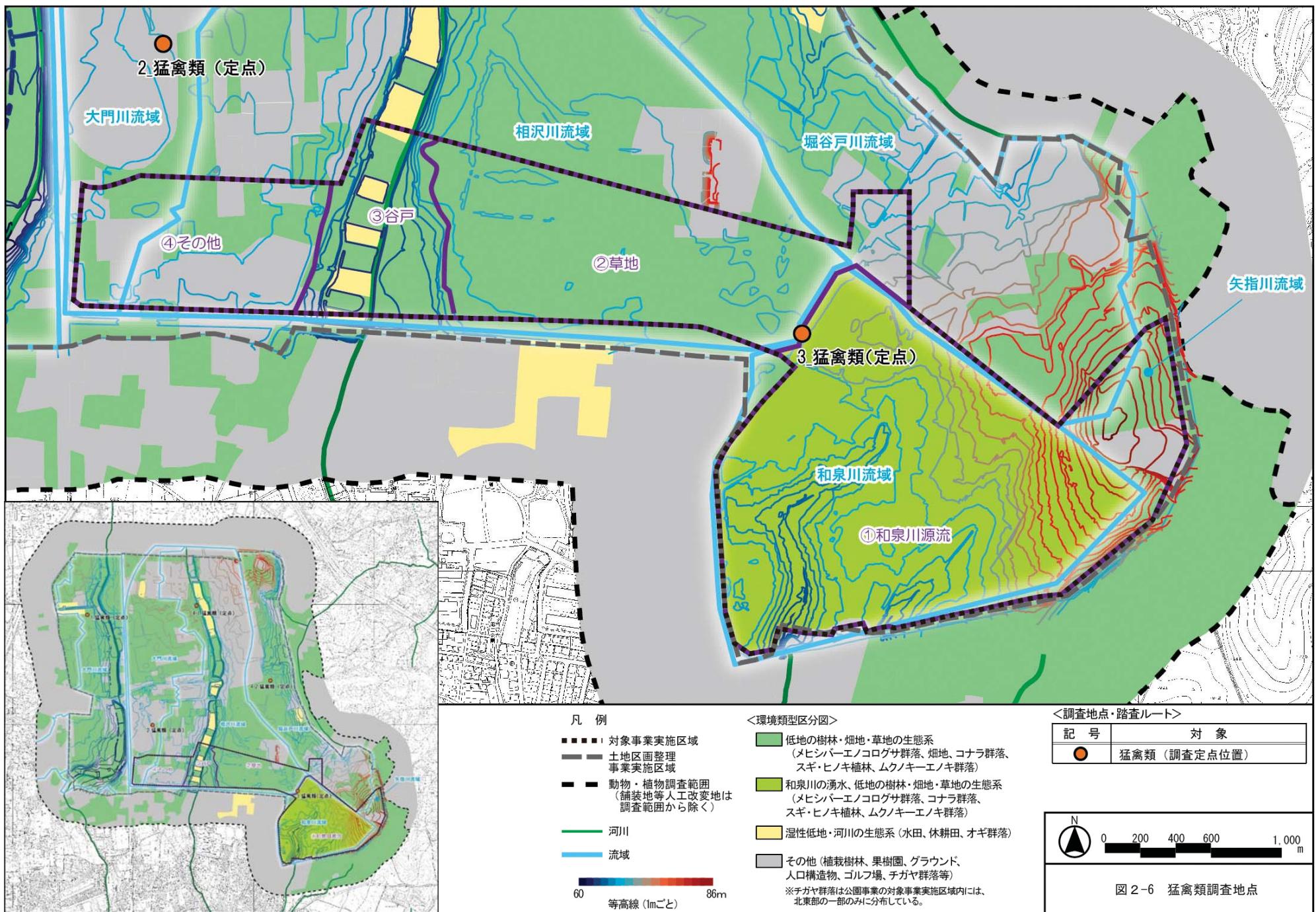
*調査手法の（）内の数字は、公園整備事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

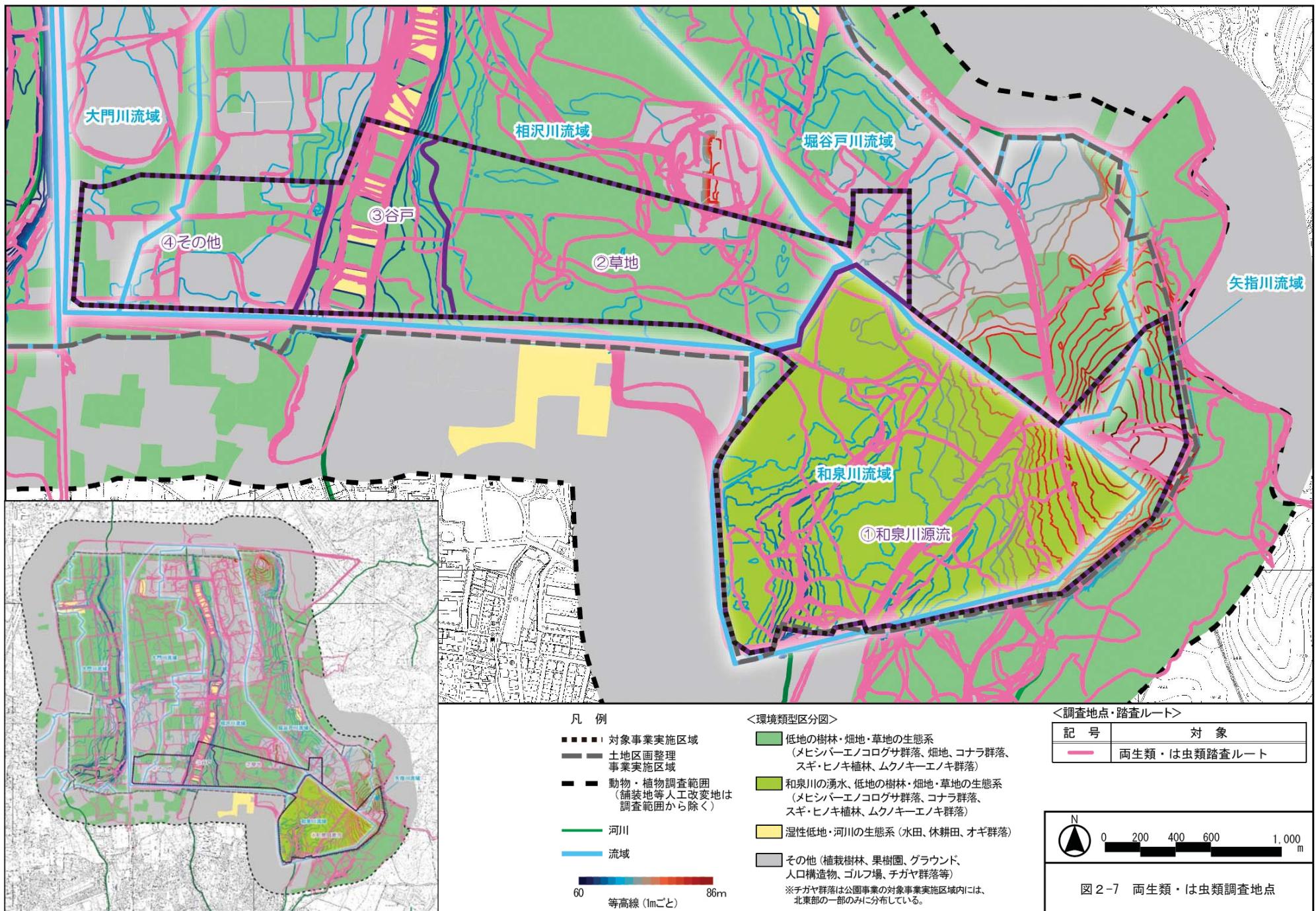


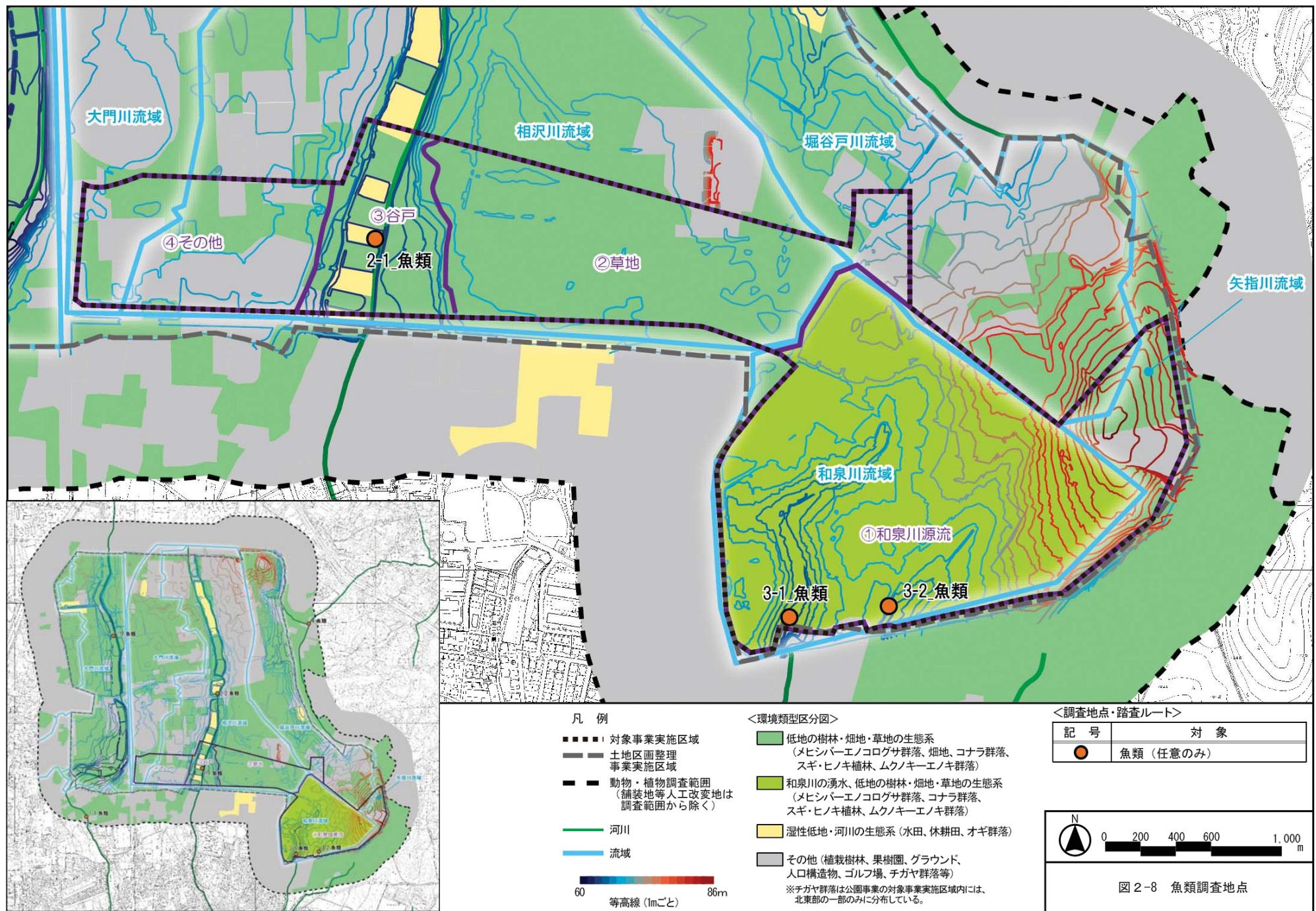


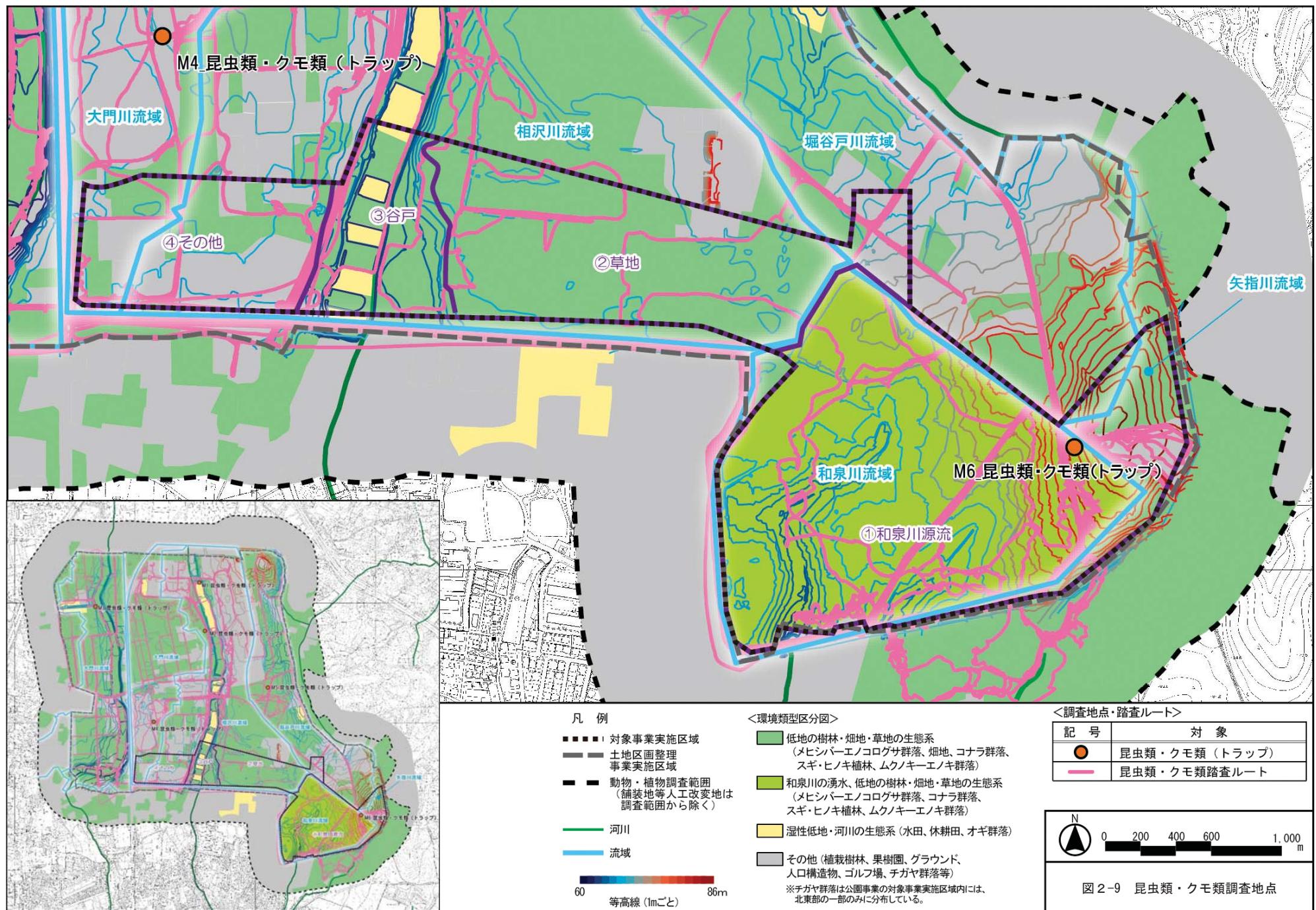


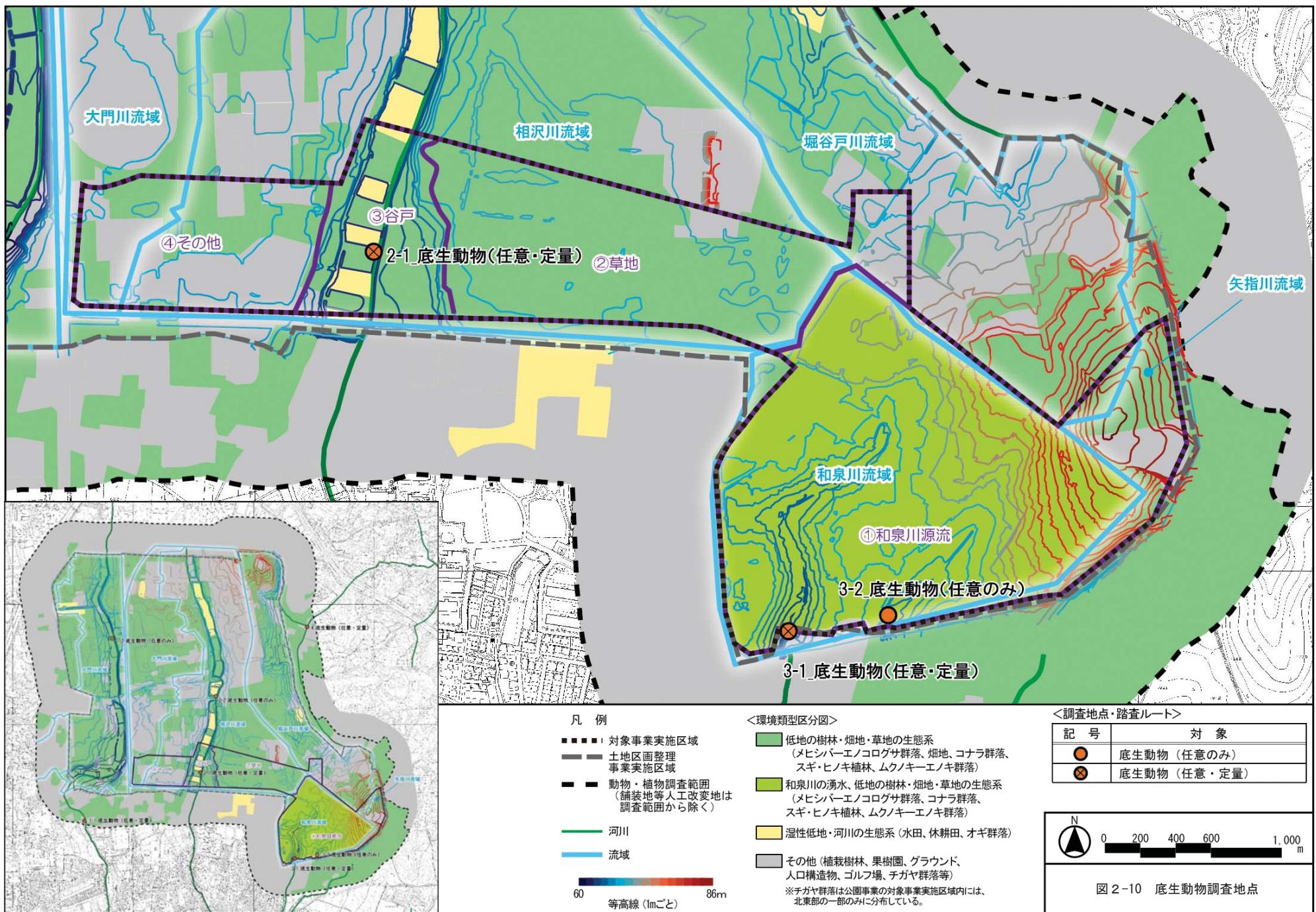


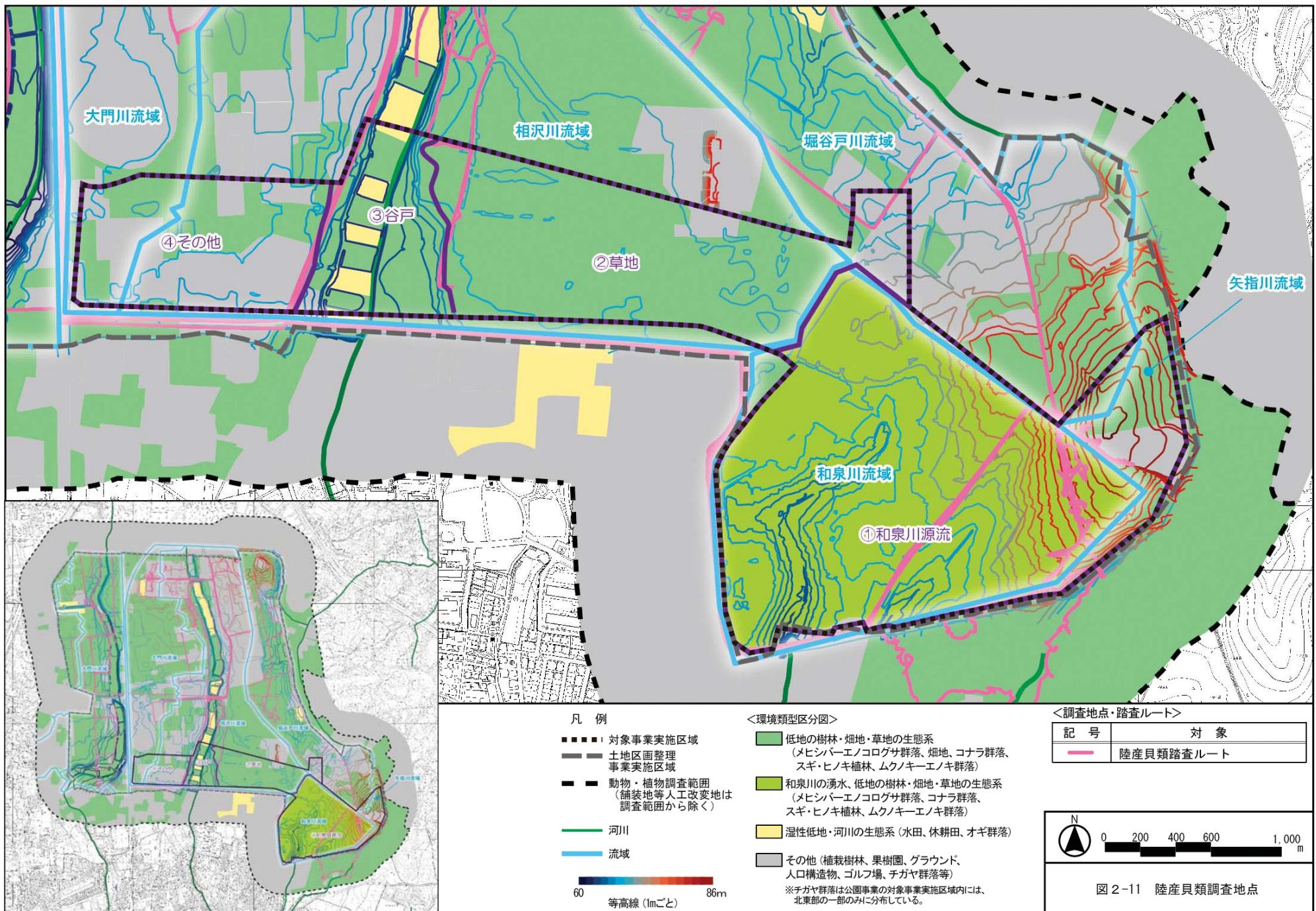


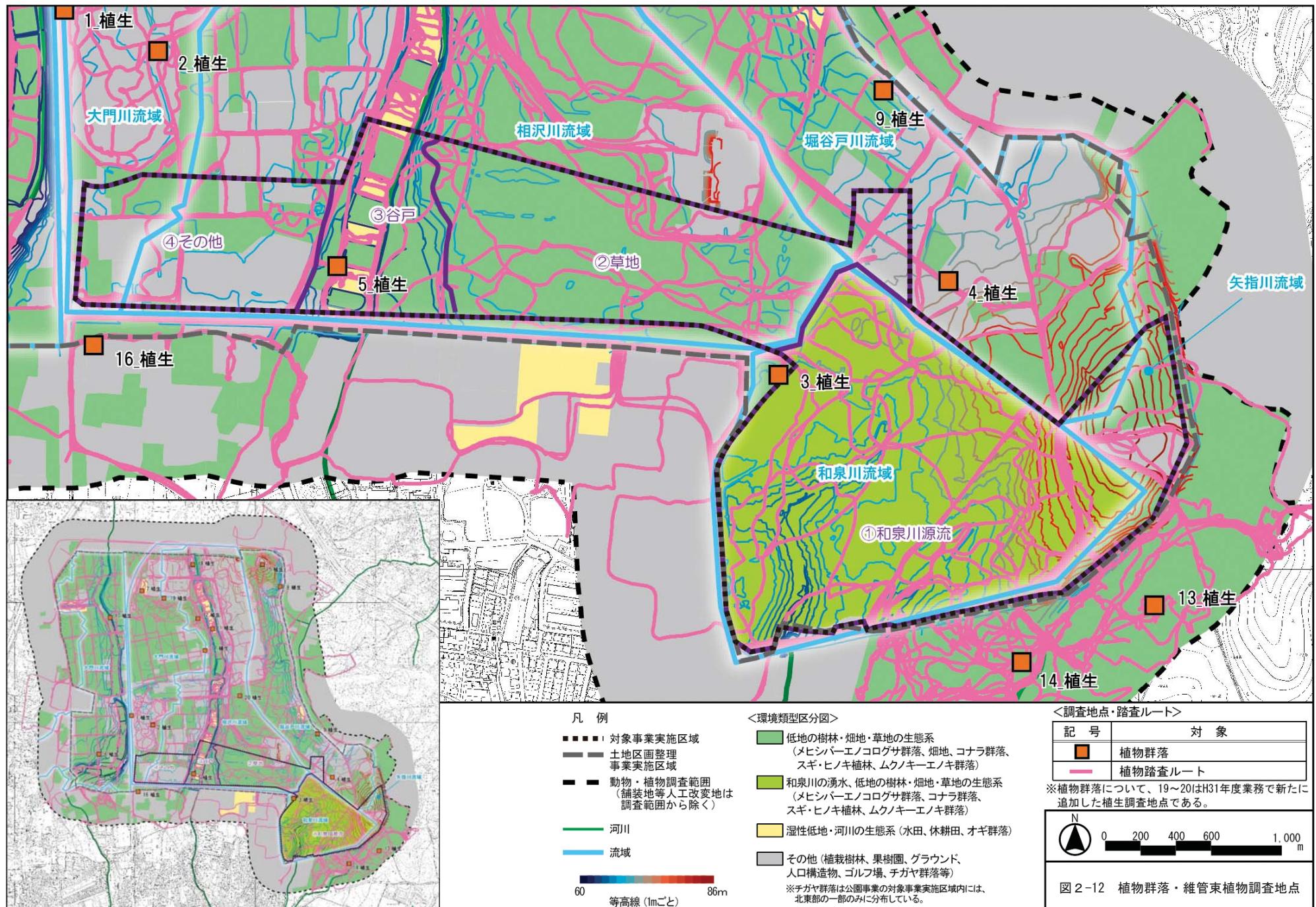


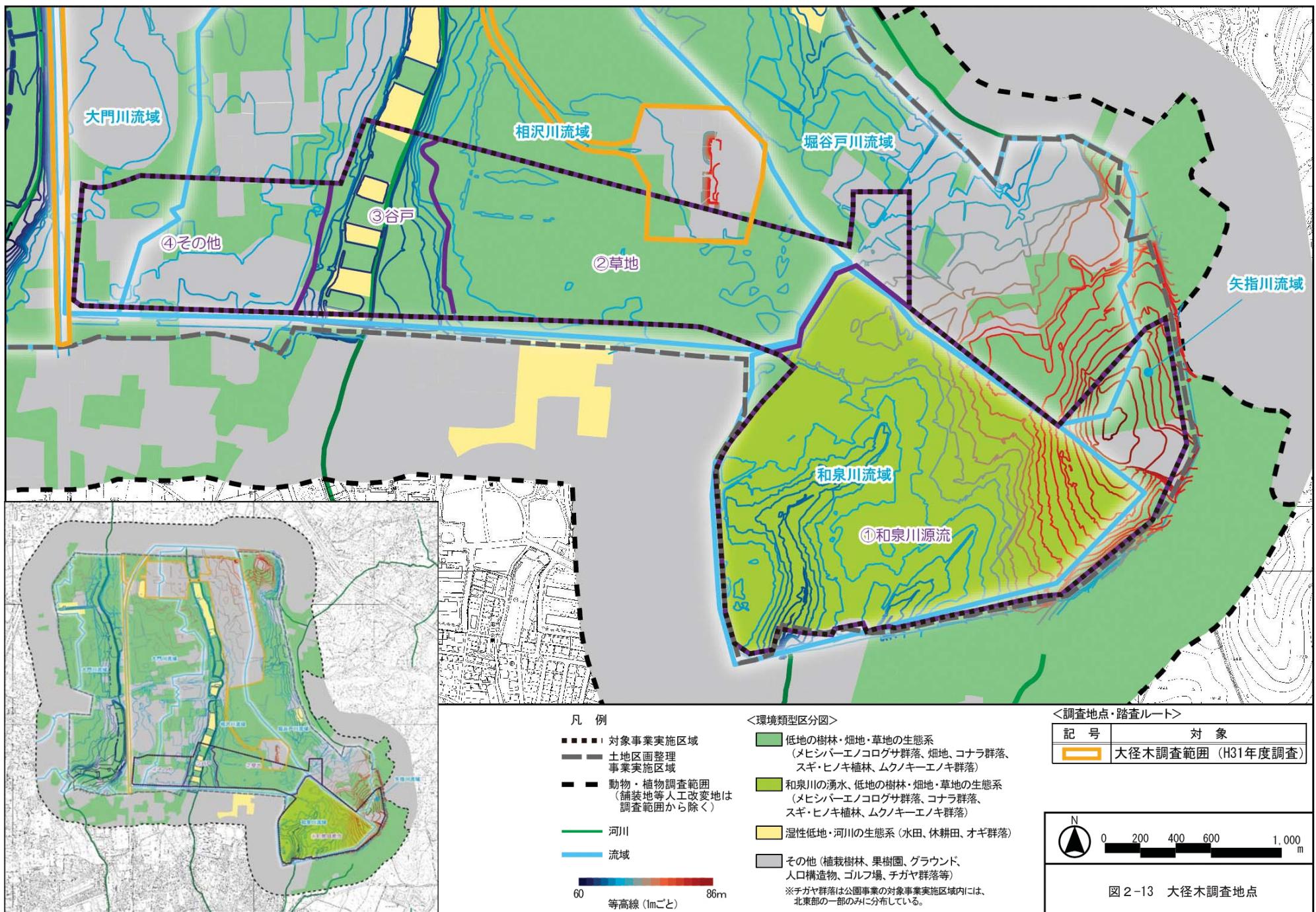


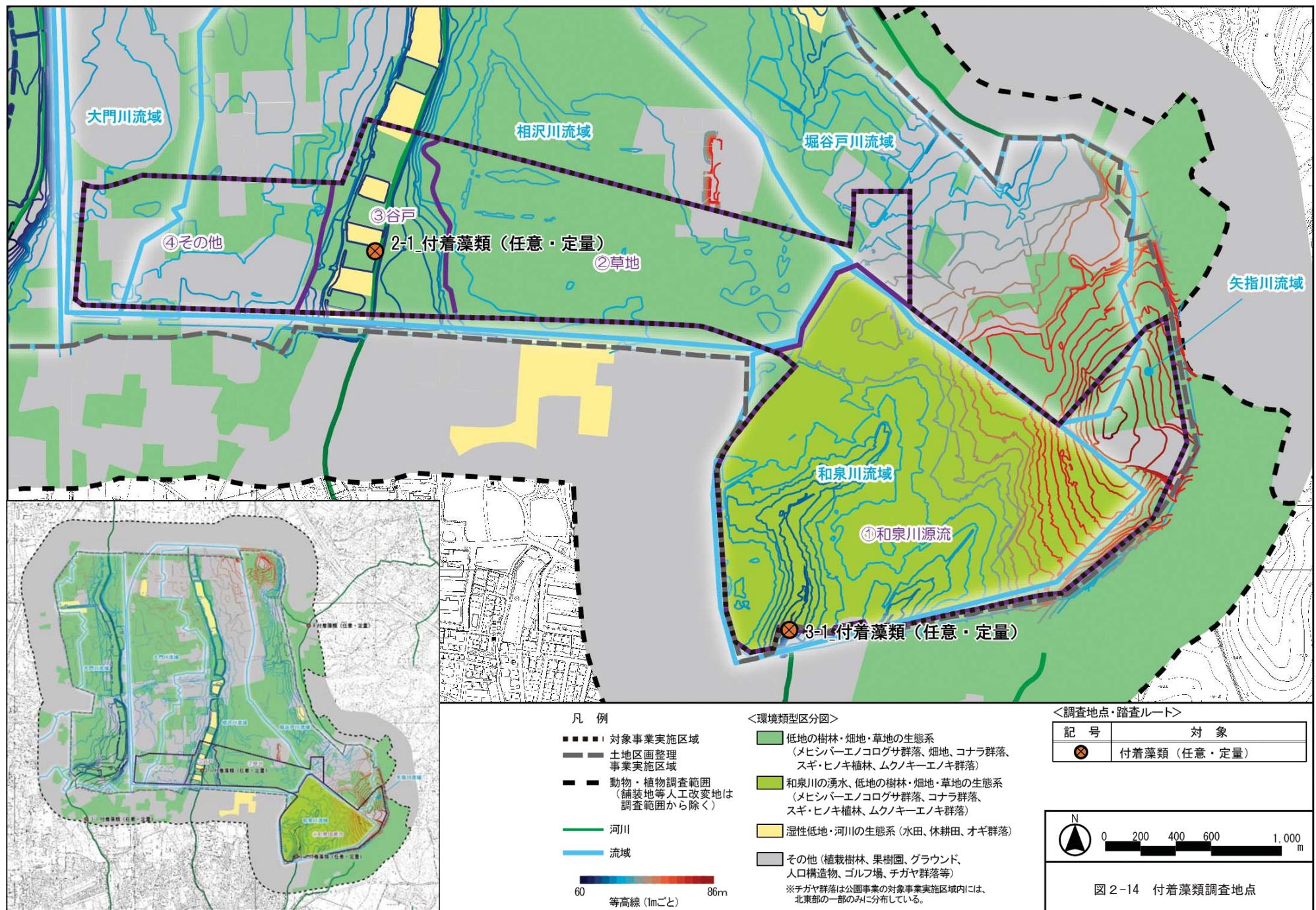


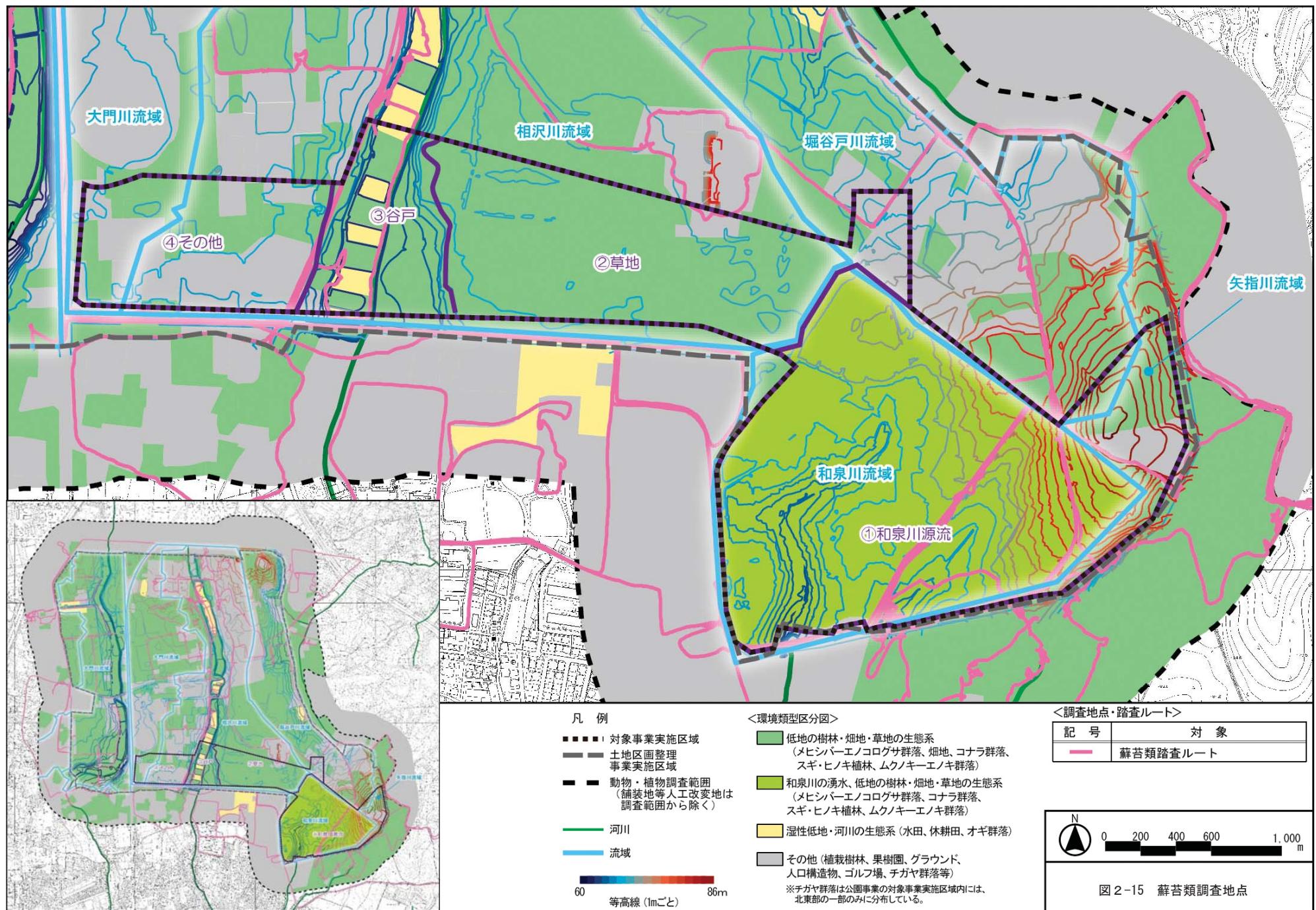












3 公園整備事業による生物多様性の予測の考え方

公園整備事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に、工事を実施する計画です。また、土地区画整理事業の準備書においては、生物多様性の環境保全措置として、「保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出」、「保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出」の生息環境の代償措置や「周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出」等の生息・生育環境への影響の低減措置が検討されています。

以上を踏まえ、公園整備事業においては、土地区画整理事業と連携しながら、事業計画の検討を進めていくとともに、生物多様性は、特に土地区画整備事業による整備後から、どの様に土地利用が変化するのかに着目しながら、動物、植物、生態系への影響を予測評価していきます。

4 河川の形態、流量の項目選定について

土地区画整理事業で実施された現地調査結果（調査地点は、次頁参照）では、和泉川源流部の湧水の流量（地点：湧水5）は $0.0003\sim0.0018\text{ m}^3/\text{s}$ ^{※1}で推移していますが、対象事業実施区域外に位置する和泉川の流量（地点：水質6）は $0.0023\sim0.0027\text{ m}^3/\text{s}$ ^{※2}と、湧水の流量の変動に対して河川の流量の変動は小さいため、湧水の和泉川の流量への寄与は小さいと考えられます。そのため、公園整備事業において、和泉川の河川の形態・流量は、環境影響評価項目として選定する必要はないと考えます。

なお、公園整備事業においては、土地区画整理事業による造成・整地後の公園施設や園路等の整備による湧水の流況及び流量への影響に関して、湧水の流量を環境影響項目として選定し予測評価を実施し、必要に応じて透水性舗装等の環境保全措置を講じる計画です。

※1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）(p.9.7-4 参照)

※2 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）(p.9.7-5 参照)

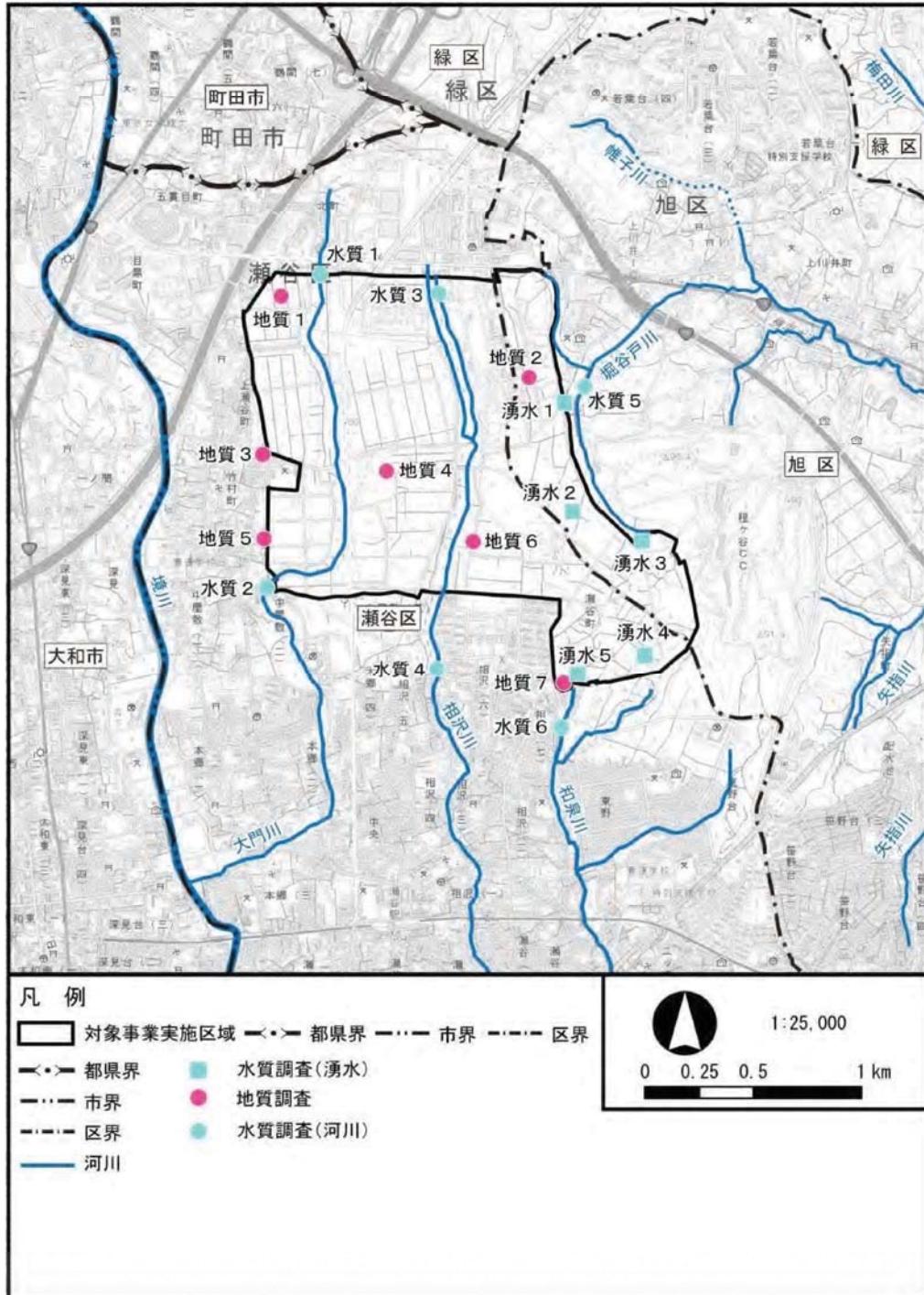


図 9.7-1 湧水、河川流量等調査地点

9.7 (その他の水環境) -3

5 囲繞景観について

本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に工事を実施する計画であり、圍繞景観を変化させるような大規模な造成はないことから、方法書 p 5-8 の表 5.4(3)を以下のとおり修正します。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、事業の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせる環境影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において大量の可燃物の蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	来園車両等の走行に伴い、周辺道路の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	
景観	景観	○	土地の改変及び施設の存在により、対象事業実施区域周辺の景観が変化することが予想されることから、環境影響評価項目として選定します。 なお、本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に工事を実施する計画であり、圍繞景観を変化させるような、大規模な造成は実施しないため、圍繞景観は選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していますが、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：追加事項